

社会福祉法人本巢市ボランティアセンター運営要綱

(目的)

第1条 地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、ボランティア活動の育成、援助を行うと共に、ボランティア相互の連携を図り、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資することを目的とする。

(運営及び事務局)

第2条 社会福祉法人本巢市ボランティアセンター(以下「センター」という。)の運営は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う。

2 センターの事務局は、糸貫ぬくもりの里内地域福祉課に置く。

(事業内容)

第3条 センターの事業内容は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動に関する調査、研究及び啓発
- (2) ボランティア活動に関する相談業務
- (3) ボランティアを必要とする個人・団体・機関への斡旋機能の充実・強化を図る
- (4) ボランティア登録業務の推進
- (5) ボランティア活動の安全と継続を図るため、ボランティア保険、ボランティア行事用保険の加入を促進する
- (6) ボランティア活動に関する実情把握
- (7) ボランティア活動資材の整備及び充実
- (8) その他ボランティア活動に必要な事業

(開設日及び開設時間)

第4条 開設日は土・日・国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く毎日とし、開設時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、本会会長が必要と認めたときは、糸貫ぬくもりの里の開館日及び開館時間の範囲内でこれを変更することができる。

(経費)

第5条 センターの運営に必要な経費は、本巢市からの補助金、本会の自主財源等をもって充てる

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。